

昭和50年7月21日
陸幕総第723号

改正 昭和51年2月16日陸幕総第120号
昭和53年1月13日陸幕監理第1号
昭和53年1月13日陸幕監理第3号
昭和55年7月8日陸幕人計第275号
平成元年9月1日陸幕人計第274号
平成9年1月22日陸幕人計第14号
平成18年7月31日陸幕人計第359号
平成19年1月9日陸幕法第1号
平成19年3月28日陸幕法第61号
平成21年2月3日陸幕法第10号
平成22年3月23日陸幕人計第185号
平成26年4月14日陸幕人計第224号
平成29年3月24日陸幕人計第161号
平成30年3月27日陸幕人計第192号
令和5年3月27日陸幕人教第421号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規25)

防衛省永年勤続者表彰の細部実施要領について(通達)
(人計定第206号、人計定第207号)

標記について、別添によるほか表彰の細部実施要領については下記によるものとする。

記

1 表彰状等の伝達

防人1第3085号(50.7.14)「防衛省永年勤続者表彰実施基準について(通達)(以下「次官通達」という。)第7項ただし書により、伝達事務の

一部を委任する範囲は次表左欄に掲げる者とし、同表右欄に掲げる者に対して行う。ただし、伝達者は伝達の実施に関して、その指定する者に代行させることができる。

伝達者	被伝達者
陸上幕僚長	陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等（共同機関を含む。）の長
	陸上幕僚監部の隊員
陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長、防衛大臣直轄部隊等（共同機関を含む。）の長、補給処長及び地区病院長	指揮監督下にある部隊等（共同機関を含む。）の隊員

2 表彰等の伝達の報告（人計定第 206 号）

- (1) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、次官通達第 8 項第 1 号に基づく報告を当該年の 12 月 10 日までに陸上幕僚長（人事教育部長気付）あて行うものとする。
- (2) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、次官通達第 8 項第 2 号に基づく報告を次表に掲げる区分に従い、陸上幕僚長（人事教育部長気付）あて行うものとする。

区 分	報告期限
4 月 1 日から 9 月末日までの間に属する被表彰者の分	10 月 15 日まで
10 月 1 日から 3 月末日までの間に属する被表彰者の分	4 月 15 日まで

3 名簿の保管

次官通達第 9 項に定める名簿の保管については、30 年とする。

4 表彰予定者数の報告（人計定第 207 号）

- (1) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、翌年度において次官通達第 2 項第 1 号に該当して表彰を受けることとなる者の予定数を同通達別記様式第 5 により、毎年 12 月 15 日までに陸上幕僚長（人事教育部長気付）に報告するものとする。

- (2) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、前号報告の写しをもって支援担当補給処長に通知するものとする。
- (3) 防衛大臣直轄部隊等の長は、次官通達第2項第1号イ及び第3項第1号ただし書に該当する者の数を次表に掲げる区分に従い、陸上幕僚長（人事教育部長気付）に報告するものとする。

区 分	報告期限
4月1日から9月末日までの間に属する被表彰候補者の分を月別に	3月15日まで
10月1日から3月末日までの間に属する被表彰候補者の分を月別に	9月15日まで

5 記念品等の取扱区分

品 目	規格	使用目別区分
紙 筒	直径 47 ミリ、長さ 360 ミリ、ワニ漆張り	厚生用品 (消耗品扱い)
銀杯（純銀製）及び附属品一式	直径 90 ミリ、桐箱入り	

6 記念品等の請求及び補給要領

- (1) 業務隊等（陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9）第2条第3号に規定する部隊等をいう。）の長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長（業務隊等の支援を受ける自衛隊地方協力本部長を除く。）（以下「業務隊等の長等」という。）は、当該駐屯地に所在する部隊等における所要数を集計し、次表に掲げる区分に従い、支援担当補給処長に請求するものとする。

区 分	請求期限
4月1日から9月末日までの間に属する被表彰候補者の分	2月末日まで
10月1日から3月末日までの間に属する被表彰候補者の分	8月末日まで

- (2) 支援担当補給処長は前号の請求に基づき、次表に掲げる時期までに業務隊等の長等に補給するものとする。

区分	補給期限
4月1日から9月末日までの間に属する被表彰候補者の分	3月25日まで
10月1日から3月末日までの間に属する被表彰候補者の分	9月25日まで

7 瑕疵（かし）ある場合の処置

銀杯（附属品を含む。）に瑕疵あるものが発見された場合には、順序を経て陸上幕僚長（人事教育部長気付）に報告するものとする。

8 賞状用紙の送付

賞状用紙は指揮系統を通じ、その都度送付する。

9 勤務記録表等への記載

被表彰者の勤務記録表等への記載については、「賞罰」又は「表彰」欄に次の事項を記載するものとする。

- (1) 表彰の月日
- (2) 表彰の内容
- (3) 表彰権者

〔記載例〕

表彰年月日	表彰の内容	表彰権者
20.11.1	永年勤続（25年以上）	防衛大臣
20.10.3	永年勤続（20年以上退職）	防衛大臣
20.10.15	永年勤続（20年以上死亡）	防衛大臣

10 その他

次官通達別記様式第2、第3及び第5の様式中「部隊等」とあるを「部隊等（駐屯地）」に読み替えるものとする。

添付書類：防人1第3085号（50.7.14）

人1第3086号（50.7.14）